

令和4年度 いじめ防止基本方針

一関市立新沼小学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。」という認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「一関市立新沼小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

2 本校における「いじめ防止のための基本姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない、認識しながら放置しない環境を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者、関係機関や地域との連携を深めます。

3 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

4 いじめ防止等に向けた方針

(1) いじめを未然に防止するために

児童に対して

- ア 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- イ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ウ 思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動等を通して育む。
- エ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- オ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

教職員に対して

- ア 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- イ 児童が自己実現を図れるように、子どもが活躍できる授業を日々行うことに努める。
- ウ 児童の「思いやりの心」や「命の大切さ」を育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- エ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。

- オ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- カ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- キ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ク 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識を持つ。

学校全体として

- ア 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- イ いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。(5月・11月・2月個別面談)
- ウ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- エ 校長は、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- オ 「いじめ問題」に関する児童会として取組みを計画し積極的に行う。
- カ 養護教諭を中心に、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

保護者・地域に対して

- ア 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- イ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、授業参観日等で伝えて、理解と協力をお願いする。

(2) 「いじめ」の早期発見・早期対応について

早期発見にむけて・・・「変化に気づく」

- ア 児童の様子は担任をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- イ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ウ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

相談ができる・・・「誰にでも」

- ア いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- イ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ウ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- エ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有する。

早期の解決を・・・「傷口を広げない」

- ア 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- イ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ウ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- エ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかということに気づかせるような指導を行う。
- オ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- カ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

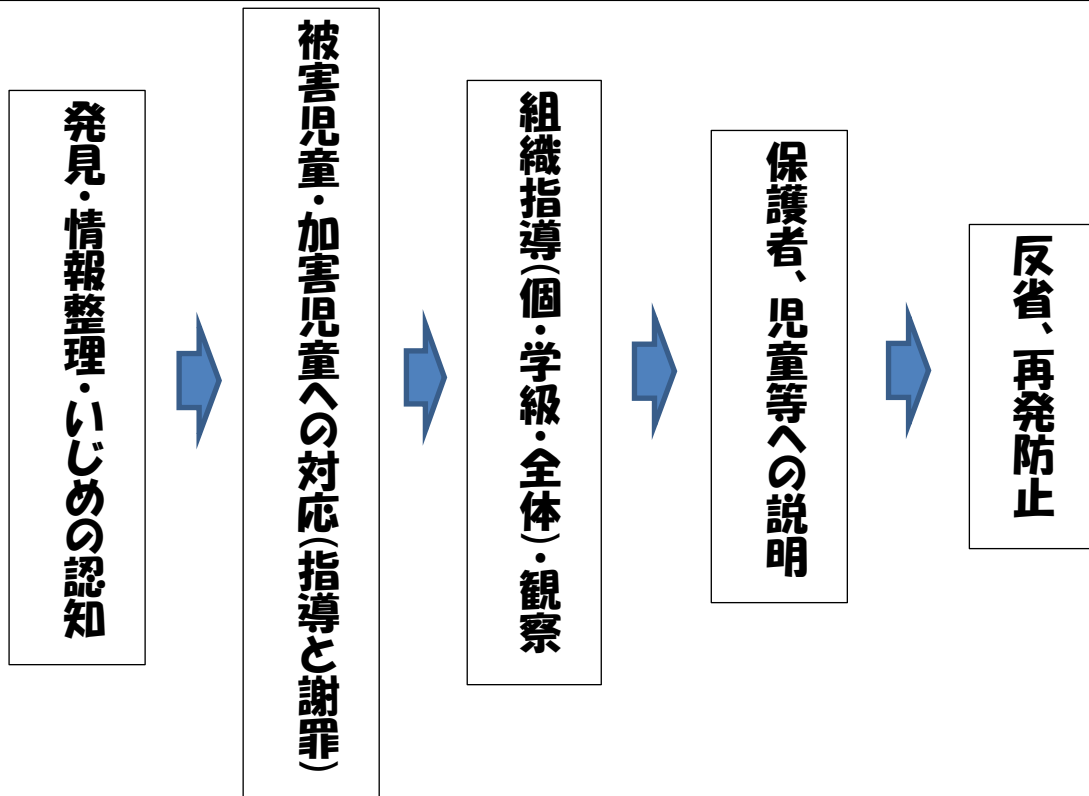
5 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

令和3年度の取組から

- ア 関連アンケートの実施・・・5月、11月、2月
- イ 定期的な教育相談・・・7月、11月～12月、2月
- ウ 発生状況・・・0件
- エ いじめ防止委員会の開催・・・有
- オ 関係者への情報提供・・・有
- カ 研修会等の実施・・・7月、1月（経営反省において）

未然防止が第一、重大事態に常に備え、早期解決のための具体的な取組



6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の一関市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、一関市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

【重要参考事項】

I 一 関市いじめ防止基本方針改訂について

- 1 いじめへの対処において
 - ・いじめ解消の定義を明記したこと
- 2 学校いじめ防止基本方針において
 - ・基本方針の中核的内容に係る具体的な対応を明記したこと
 - ・学校評価の項目に取組の実施状況を位置付けることを明記したこと
- 3 いじめの未然防止
 - ・いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動について明記したこと
- 4 いじめの判断と報告
 - ・報告方法を明記したこと
- 5 留意事項
 - ・いじめの情報を共有しないことは法の規定に違反し得ること等、法の理解増進に努めること。

II いじめに関する報告について

- 1 いじめに関する報告について
 - ・「いじめに関する報告書」様式2の変更
 - *報告書等 共有フォルダ→教育委員会→02 生徒指導関係→いじめ報告書

いじめ発見報告様式1 (速報対応)

児童名等	被害児童	報告日時等	令和 年 月 日 ()
	加害児童		午前・午後 時
	関係児童		報告者
事案			
1	発生日	令和 年 月 日 ()	
2	認知日	令和 年 月 日 ()	*校長等記入
3	児童生徒	被害児童生徒	○年 ○○ ○○ (ふりがな) 性別
		加害児童生徒	○年 ○○ ○○ (ふりがな) 性別
4	概要 (簡略化して報告) ※いじめ発見のきっかけ含む		
5	今後の対応		
(*教育委員会形式にて、データ送付の後、電話で一報を市教委に入れること)			